

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成31年 2月 8日

【会社名】 中央可鍛工業株式会社

【英訳名】 CHUO MALLEABLE IRON CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武 山 直 民

【本店の所在の場所】 名古屋市中川区富川町三丁目 1番地の 1
(注) 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本店業務は
下記の本社事務所及び日進工場で行っております。

【電話番号】 < 052 > 361-3141

【事務連絡者氏名】 常務取締役 事務部門統括
三 浦 潔

【最寄りの連絡場所】 愛知県日進市浅田平子一丁目300番地
中央可鍛工業株式会社 本社事務所及び日進工場

【電話番号】 < 052 > 805-8600

【事務連絡者氏名】 常務取締役 事務部門統括
三 浦 潔

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 249,980,900円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	620,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、平成31年2月8日(金)開催の当社取締役会の決議に基づくものです。

2 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	620,300株	249,980,900	125,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	620,300株	249,980,900	125,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
403	201.51	100株	平成31年3月1日		平成31年3月1日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4 払込期日までに、本第三者割当増資の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、上記株式の割当では行われないこととなります。

5 資本組入額については、前記「(1) 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、小数第三位を切捨てています。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
中央可鍛工業株式会社 本社事務所及び日進工場	愛知県日進市浅田平子一丁目300番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 尾頭橋支店	愛知県名古屋市中川区尾頭橋二丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
249,980,900	4,043,000	245,937,900

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、弁護士費用、その他費用です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資により調達する差引手取概算額245百万円の使途につきましては、後掲「第3」「1」「c」記載のとおり、当社及び株式会社豊田自動織機(以下「豊田自動織機」といいます。)間における自動車向け現事業における取引にとどまらず、産業車両事業及び国内外における生産協力関係の強化を行うことを目的として、当社の可鍛事業(自動車部品及び産業機械部品である鋳鉄及びアルミ製品の製造販売事業)に係る加工設備投資に充当する予定です。具体的には、愛知県日進市または熊本県菊池郡大津町の当社事業所の工場に、確定している産業車両用鋳物製品の新規受注に伴う加工設備設置、既存設備改造及びその他付帯費用の一部に充当する予定であります。使途につきましては以下のとおりです。なお、当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理いたします。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
可鍛事業に係る加工設備投資	245	平成31年4月～平成32年3月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社豊田自動織機
本店の所在地	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地
代表者の役職及び氏名	取締役社長 大西 朗
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第140期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)平成30年6月20日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第141期中第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)平成30年8月10日 関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度第141期中第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)平成30年11月13日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		当社は割当予定先の製品(自動車部品)を生産受託しております。

c 割当予定先の選定理由

当社は、豊田自動織機の産業車両用鋳物製品の仕入先である武山鋳造を子会社化し、グループとして連携強化を図り、粗材から加工までの一貫した開発・製造体制の構築を目指しております。本資本提携により豊田自動織機とこれまで以上に強固な関係を構築することによって、新たな市場領域として産業車両用鋳物製品を獲得してまいります。このことは、当社の可鍛事業の安定化を図るとともに、海外での新規取引開始を足掛かりとしたグローバル生産体制の強化、フォークリフトをはじめとした産業車両用鋳物製品における技術やノウハウの蓄積も図れ、当社グループの中長期的な業績拡大につながるものと判断いたしております。また、今回本資本提携に基づき本第三者割当増資を実施することで調達した資金を産業車両用鋳物製品の加工設備等への投資の一部に充当します。

このような状況の中で、粗材から加工までの一貫した開発・製造体制の構築や、鋳物事業の海外展開などの当社の取り組みは、フォークリフト世界シェアトップの豊田自動織機の産業車両事業においても、高品質な鋳物部品の安定した調達にもつながることから、本資本提携に至ったものです。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 620,300株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が本第三者割当増資により取得する当社普通株式を継続して保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先より、払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社名古屋証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本第三者割当増資に係る資金確保に関し、豊田自動織機の第140期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)有価証券報告書に記載された連結財政状態計算書及び連結損益計算書における売上高、総資産、現金及び預金の状況等から、本第三者割当増資に係る払込みの確実性に問題はないものと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先の役員及び主要株主が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)でないこと並びに特定団体等と何らの関係も有していないことを以下のとおり確認しております。

割当予定先である豊田自動織機は、株式会社東京証券取引所市場第一部及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力の排除を宣言する等、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認することにより、豊田自動織機及びその役員又は主要株主が特定団体等ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。また、豊田自動織機から、豊田自動織機並びに豊田自動織機の役員、主要株主及び取引先等(以下「豊田自動織機等」といいます。)が反社会的勢力等と一切関係ないことの確認書を受領し、豊田自動織機等が反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本第三者割当増資の発行価額は、本第三者割当増資に係る平成31年2月8日開催の取締役会決議の直前営業日(平成31年2月7日)の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値である403円と同額といたしました。

なお、当該発行価額は、直前営業日の1ヵ月間の終値平均値405円(円未満切捨て。以下終値平均の計算において同じです。)に対しては0.49%のディスカウント(小数第三位を四捨五入。以下ディスカウントの計算において同じです。)、同3ヵ月間の終値平均値411円に対しては1.95%のディスカウント、同6ヵ月間の終値平均値454円に対しては11.23%のディスカウントとなっております。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準とした理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)を基準として決定することとされており、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本第三者割当増資の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためです。

上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、平成31年2月8日開催の取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)全員より当該発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであり、当社を取り巻く事業環境、直近の業績動向、昨今の株式市場の動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、割当予定先に特に有利ではない旨の意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の条件の合理性に関する考え方

今回の発行株式数620,300株(議決権数6,203個)は、当社発行済株式総数15,400,000株に対して、4.02%(平成30年9月30日時点の総議決権数145,943個に対する割合は4.25%)であり、一定の希薄化をもたらすこととなります。しかしながら、豊田自動織機との関係強化は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資における発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	792	5.42	792	5.20
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	660	4.52	660	4.34
第一生命保険株式会社 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号(東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	660	4.52	660	4.33
株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地			620	4.07
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	600	4.11	600	3.94
CMC協力会持株会	愛知県日進市浅田平子一丁目300番地	581	3.98	581	3.81
新東工業株式会社	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号	460	3.15	460	3.02
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号(東京都港区浜松町二丁目11番3号)	455	3.11	455	2.99
中央可鍛持株会	愛知県日進市浅田平子一丁目300番地	441	3.02	441	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	440	3.01	440	2.89
計		5,090	34.88	5,711	37.53

- (注) 1 平成30年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を切捨てております。
 3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資に係る新株式発行後の総議決権数152,146個に対する割合です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第89期)及び四半期報告書(第90期中第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日(平成30年6月22日及び平成31年2月8日)以降、本有価証券届出書提出日(平成31年2月8日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、その判断に変更はなく、また新たに記載する事業等のリスクに関する事項もありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成31年2月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第89期)の提出日(平成30年6月22日)以降、本有価証券届出書提出日(平成31年2月8日)までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

(平成30年6月25日提出)

1 提出理由

当社は、平成30年6月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円 総額 101,841,488円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打切り支給の件

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	108,023	208	0	(注)1	可決 (94.4%)
第2号議案					
武山 尚生	108,013	218	0		可決 (94.6%)
武山 直民	108,013	218	0		可決 (94.6%)
竹内 達也	108,013	218	0		可決 (94.6%)
三浦 潔	108,013	218	0		可決 (94.6%)
岡田 政道	108,003	228	0	(注)2	可決 (94.6%)
紺野 敏之	108,013	218	0		可決 (94.6%)
山本 徹	108,013	218	0		可決 (94.6%)
鬼頭 清光	108,013	218	0		可決 (94.6%)
加藤 洋平	108,012	219	0		可決 (94.6%)
瀬尾 英重	107,990	241	0		可決 (94.6%)
中村 吉孝	107,995	236	0		可決 (94.6%)
第3号議案	107,953	278	0	(注)1	可決 (94.4%)
第4号議案	107,984	247	0	(注)1	可決 (94.4%)
第5号議案	102,067	6,164	0	(注)1	可決 (89.2%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第89期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月22日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第90期第3四半期)	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日	平成31年2月8日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年 6月22日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 渋谷 英 司

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 孫 延 生

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央可鍛工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央可鍛工業株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、中央可鍛工業株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、中央可鍛工業株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 6月22日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渋谷英司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 孫延生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中央可鍛工業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第89期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央可鍛工業株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 2月 8日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	孫	延	生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	矢	野	直	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている中央可鍛工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、中央可鍛工業株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。